

工場の新增設や空き工場等の活用を補助します！

茅野市では、工場・観光施設等の設置や償却資産の取得の一部を補助します。

補助概要

補助対象者

市内に事業所を有する製造業及び観光事業の中小企業者ほか

補助対象経費

○工場設置事業・・・工場（土地・建物・償却資産）の新設、増設、空き工場等の活用に必要な経費

○観光施設設置事業・・・観光施設（土地・建物・償却資産）の新築または増改築に必要な経費

※対象となる経費は、当該固定資産の毎年度の課税標準額

補助対象要件

○新設・・・市外事業者が新たに工場を設置し、投下固定資産総額 2000 万円以上あること

○増設・・・当該工場の増設分の固定資産評価額が 20%以上の増加率であること

○空き工場の活用・・・市外事業者は上記新設の要件、市内事業者は上記増設の要件を満たすこと

○観光施設・・・旅館業法に規定する旅館業の許可を受け、10 年以上市内で事業を営み、

新築は上記新設の要件、増改築は上記増設の要件を満たすこと

補助率

◇工場設置事業 ①新設 100 分の 1.4（補助期間 3 年）

②増設 100 分の 1.4（補助期間 2 年）

◇観光施設設置事業 100 分の 1.4（補助期間 3 年）

○補助金上限額 ①土地 500 万円

②建物 800 万円、工場増設は 500 万円

③償却資産 300 万円、工場増設は 200 万円

【申請〆切】

令和 5 年 5 月 31 日

補助限度額

200 ～ 800

万円

固定資産税増加分



こんなときに・・・

新工場を設置したいとき
空き工場を取得したいとき

詳しくは、下記窓口へご相談いただくか、茅野市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

茅野市 産業経済部 商工課 ☎0266-72-2101（内線 433）FAX0266-72-4255

E-mail shoko@city.chino.lg.jp URL <https://www.city.chino.lg.jp>



設備投資

販路開拓

製品開発

人材育成

労働力確保